

あんしんトランクルーム保証加入者様動産総合保険のご案内

レンタルスペース（トランクルーム、レンタルボックス）をご利用いただく際に株式会社クレデンスと保証委託契約を締結いただいた利用者様に動産総合保険サービスをプレゼントいたします。補償する主な損害、概要、ご注意点などは下記のとおりとなりますのでご確認ください。

以下のような偶然な事故による損害を補償します。主な損害は次のとおりです。



【保険の概要】

補償項目	保険金および対象となる費用の内容	保険金をお支払いできない主な場合
損害保険金	火災、落雷、破裂または爆発、盗難、破損など偶然な事故により保険の対象（動産）に生じた損害に対して損害保険金をお支払いいたします。	以下の記載のものは主な場合です。詳しくは、普通保険約款・特約などの「保険金を支払わない場合」をご確認ください。 ○被保険者（補償を受けられる方）の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害 ○戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害 ○保険の対象の欠陥、自然の消耗・さび・かび・変色・虫食い・ねずみ食いなどによる損害 ○台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災 ○地震・噴火・これらによる津波による損害 ○保険の対象の置き忘れ、紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）による損害 ○偶然な外来の事故によらない電氣的または機械的事故による損害。ただし、これらによって火災（焦げ損害を除きます。）、破裂または爆発が生じた場合の損害については、保険金のお支払いの対象となります。 ○平常の使用または管理によって通常生じ得る外観上の損傷または汚損で機能の喪失または低下を伴わない損害
臨時費用保険金※	保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用として、損害保険金×30%（1回の事故につき300万円限度）をお支払いいたします。	
残存物取片づけ費用保険金	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、清掃費用など）の実費（損害保険金×10%限度）をお支払いいたします。	
損害防止費用	火災などの罹災時に損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用のうち所定のものについて実費（保険金額から損害保険金の額を差し引いた残額を限度）をお支払いいたします。	

※火災、落雷、破裂・爆発の場合にのみ臨時費用保険金をお支払いします。

【ご注意点】

- この保険は、株式会社クレデンスを保険契約者とし、保険契約者と保証委託契約をしたレンタルスペース利用者の借主を被保険者としたレンタルスペースに保管中の収納品一式を保険の対象とする動産総合保険です。
- 1レンタルスペースにつき、保険金の支払限度額は、40万円（屋内）、20万円（屋外）です。
- レンタルスペース収納品の1点の支払い限度額は、20万円です。
- 付帯する主な特約は、使用人等の不誠実行為不担保特約条項、汚損・毀損等不担保特約条項、管球類単独損害不担保特約条項、臨時費用限定不担保特約条項、サイバー攻撃不担保特約条項となります。
- 以下は保険の対象から除かれます。
 - 1個または1組の価額が30万円以上の書画・骨董・美術品・宝石・貴金属、楽器
 - 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - ヨットおよびモーターボート
 - 自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する公道を走行することができる車両のすべてをいいます。）
 - 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、その他これらに類する物
 - マイクロフィルム、フロッピーディスク、コンピューターソフトおよび磁気テープ
 - 揮発性を有するもの、爆発物その他危険物
 - 生物、動植物、死体、その他臭気を発するもの、腐敗変質しやすいものおよび物件を汚損するおそれのあるもの
 - 法令の規定または公の秩序、善良の風俗に反するもの
 - その他「あんしんトランクルーム保証契約」で保管が禁止されているもの

【保険の内容のお問い合わせ先】

保険代理店：日本M&Iシステムズ株式会社
TEL：050(5360)8857 Eメール：info@jmis.tokyo
(平日午前10時～午後4時まで受付)

【保険契約者】株式会社クレデンス
東京都千代田区飯田橋1-3-2 曙杉館ビル 3階

【引受保険会社】損害保険ジャパン株式会社
東京都新宿区西新宿1-26-1